令和５年１２月１６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　佐賀県司法書士会　　末永博義

Ⅰ，遺産承継業務に対する考え方

1. 遺産承継業務ハンドブック（日本司法書士連合会）（資料１参照）
2. 遺産承継業務は規則31条業務なのか（市民と法NO.108号など）

資料２参照

1. 司法書士のための遺産承継業務（中立型調整役業務の理論と実務）

司法書士　佃　一男（氏）著

Ⅱ，数次相続における遺産承継業務の事案の概要

1. 相続関係者の調査及び確定

最初の依頼者は法務花子さん（資料３の③）

（１）法定相続情報の取寄せ（不動産登記規則第247条）資料４

（２）法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出の代理は、職務上請求書（1号様式）の利用可能「遺産承継ハンドブック26頁２．（１）」以下、単にハンドブックといいます。

相続関係　　別紙　法定相続情報（別紙資料３　①②③）のとおり

（１）主な登場人物　※法務花子さん（資料３の③）

　　　　　　　　　　　当事者であり且つ甲・乙・丙・丁・戊の代理人

　　　　　　　　　　※裁所好子さん（資料３の②被相続人Bの妹）

　　　　　　　　　　　資料３の②Bの母Dの娘⇒⇒Dの代理人）

（２）法定相続分の確定

Cの法定相続分⇒⇒被相続人Aの死亡につき3分の１

Bの法定相続分⇒⇒被相続人Aの死亡につき3分の2

Cの法定相続分⇒⇒被相続人Bの死亡につき2分の１

Dの法定相続分⇒⇒被相続人Bの死亡につき2分の1

最終的にCの法定相続分⇒⇒被相続人A・Bの死亡につき3分の2

　　　　Dの法定相続分⇒⇒被相続人A・Bの死亡につき3分の1

1. 被相続人の遺産の調査

（ハンドブック28頁及び参考書式３　財産・負債チェックリスト）

被相続人A・B・Cとも遺産が存在した。

* + 1. 被相続人Aの遺産
       1. AB夫妻が不動産　居住していた宅地・建物
       2. 預貯金　　　約2000万円
       3. 有価証券　　約3000万円
       4. かんぽ生命保険　　約130万円
       5. 自動車
    2. 被相続人Bの遺産
       1. 預貯金　　　約400万円
       2. かんぽ生命保険　　約120万円
    3. 被相続人Cの遺産
       1. 預貯金　　　約700万円
       2. 有価証券　　約1200万円

1. 遺産承継業務の経過と結果
   * 1. 被相続人Cの相続人甲乙丙丁戊は、法務花子（佐賀県在住）さんに一任
     2. 相続人Dは、長女である裁所好子（関西在住）さんに一任
     3. 当初は、法務花子・裁所好子さんも法定相続分による遺産分割で当職に一任
     4. 被相続人A・Bの遺産をABの養母CとBの実母Dで如何に分割するか。
     5. 被相続人A・Bの遺産の使途不明金の存在⇒⇒辞任
     6. 双方弁護士による遺産分割協議成立
     7. 遺産承継業務遂行（被相続人A・Bの遺産分割協議書⇒⇒弁護士作成）（被相続人Cの遺産分割協議書⇒⇒司法書士作成）

Ⅲ，その他遺産承継業務あれこれ

1. 被相続人は三養基郡にて死亡、相続人は外国居住
2. 相続は佐賀県で発生したが、相続人が各地に居住しているケース
3. 共同相続人に予想していなかった相続人が出現したケース
4. 孤独死で債務超過が予想されたが、相続財産調査の結果多額の積極財産が発見されたケース
5. 共同相続人の関係が疎遠で調整を依頼されたケース